

施設基準及び加算に関する掲示

① 一般名処方加算

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合、医薬品の供給状況などを踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明いたします。医薬品の供給状況・令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方した場合は選定療養となります。

② 明細書発行体制等加算

領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担が無い方にも明細書を無料で発行しております。明細書には、使用された薬剤の名称等が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。

③ 外来感染対策向上加算

診療所・クリニックに向けた外来診療時における感染防止対策に係る評価の加算です。発熱等の感染性があると判断した場合には、一般の受診者の方と分けさせていただきます。

④ 生活習慣病管理料

高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様が対象となります。個々に応じた目標設定や血圧・体重・食事・運動に関する指導内容等を記載した療養計画書を作成いたします。

⑤ 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）

在宅での療養を行っている患者様で疾病・傷病の為に通院による療養が困難な方に対して、患者様の入居する有料老人ホーム等に併設される保健医療機関以外の保健医療機関が定期的に訪問を行った場合に算定するものです。

⑥ 在宅時医学総管理料

通院が困難な患者様に対し、計画的な医学管理の下で、定期的に訪問診療を行っている場合に、月に一回算定するものです。

⑦ 時間外対応加算 Ⅰ

常勤の医師等が常に対応できる体制が整えられている医療機関が再診料に対する加算として、算定するものです。

⑧ がん治療連携指導料

がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関との病診連携を評価する加算です。

⑨ 酸素単価